

JOCジュニアオリンピックカップ大会
第41回全日本ジュニア障害馬術大会 2017 実施要項

主催：公益社団法人 日本馬術連盟

運営：障害馬術本部実行委員会

1. 期日 平成 29 年 8 月 10 日 (木) ～ 13 日 (日)
2. 会場 御殿場市馬術・スポーツセンター
静岡県御殿場市仁杉 1415-1
3. 競技種目および日程 (競技日程は都合により変更することがある)

第1日目 (8月10日)

フレンドシップ競技

- I H 130cm 以下
- II H 120cm 以下
- III H 110cm 以下

第2日目 (8月11日)

第1競技 ヤングライダー障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス中障害B)

基準C 239条 263条

H125cm以下 W150cm以内 水濠350cm以内 13障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

第2競技 ジュニアライダー障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス中障害C)

基準C 239条 263条

H115cm以下 W140cm以内 13障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

第3競技 チルドレンライダー障害飛越競技 (スピードアンドハンディネス中障害D)

基準C 239条 263条

H105cm以下 W130cm以内 13障害以下

同タイムの場合、ジャンプオフは実施せず同順位とする

第3日目 (8月12日)

第4競技 ヤングライダー障害飛越競技 (中障害B)

基準A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H130cm以下 W150cm以内 分速 375m 水濠 350cm 以内 13 障害以下

第5競技 ジュニアライダー障害飛越競技 (中障害C)

基準A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H120cm以下 W140cm以内 分速 350m 13 障害以下

第6競技 チルドレンライダー障害飛越競技 (中障害D)

基準A 238条 2.1 (ジャンプオフは行わない)

H110cm以下 W130cm以内 分速 350m 13 障害以下

第4日目 (8月13日)

- 第7競技 JOCジュニアオリンピックカップ／ヤングライダー障害飛越選手権
基準A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準Aで行う)
H130cm以下 W150cm以内 分速375m 水濠350cm以内 13障害以下
- 第8競技 ジュニアライダー障害飛越選手権
基準A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準Aで行う)
H120cm以下 W140cm以内 分速350m 13障害以下
- 第9競技 チルドレンライダー障害飛越選手権
基準A 238条 2.2 (ジャンプオフは基準Aで行う)
H110cm以下 W130cm以内 分速350m 13障害以下

【選手権競技 出場人馬決定方法】

- (1) 第7競技から第9競技の出場権については、スピードアンドハンディネス競技と標準競技における順位点の合計点の少ない**各上位60%**(第2日目の第1競技から第3競技の出場数に基づく)の選手が出場できる。ただし、いずれかの競技で失権もしくは棄権した人馬には順位点を与えず、選手権競技の出場権はない。
- (2) 順位点は、第1位を1点とした各順位をその人馬の順位点として配点し、スピードアンドハンディネス競技、標準競技の点数を出場人馬ごとに合計する。順位点が同点の場合は、スピードアンドハンディネス競技の成績上位の人馬を上位とする。
- (3) 選手権競技に複数の馬匹で出場権を得た人馬は、出場馬1頭を宣言しなければならない。なお、宣言外の馬匹は選手権競技に出場できない。

4. 出場順

- (1) 第1競技から第3競技の出場順は、本大会実行委員会が抽選により決定する。
- (2) 第4競技から第6競技の出場順は、第1競技、第2競技、第3競技の出場順のリバースオーダーとする。
- (3) 第7競技から第9競技の出場順は、順位点合計のリバースオーダーとする。

5. 参加資格

- (1) 選手は、申し込み時において日本馬術連盟の登録会員で、かつ日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。
- (2) 選手は、平成29年12月31日時点で以下の年齢であること。

ヤングライダー	16才~22才
ジュニアライダー	14才~18才
チルドレンライダー	10才~16才
- (3) 申し込み出場グレード(ヤング/ジュニア/チルドレン)は、大会期間を通じて変更できない。
- (4) 馬匹は、申し込み時において日本馬術連盟の登録馬であること。
- (5) 平成28年6月27日から平成29年7月2日までに開催された、異なる2つ以上の公認競技会において、本大会に出場するグレードと同等もしくはそれ以上の認定種目で、総減点4以内で3回以上完走していること(二段階走行競技も含む)。なお、完走実績は、同一人馬の組み合わせとする。ただし、スピードアンドハンディネス競技は実績の対象とはしない。
- (6) 日本馬術連盟の登録会員でない団体は、所属の名称として使用できない。

6. 参加条件

- (1) 全参加頭数は、およそ 230 頭とする。
- (2) 選手の出場は、1 競技につき一選手 3 頭までとし、グレードを重複して出場できない。ただし、申し込み頭数が 230 頭を越える場合は制限することがある。
- (3) 第 1 競技と第 4 競技、第 2 競技と第 5 競技、第 3 競技と第 6 競技は、各々同一人馬が出場しなければならない。
- (4) 馬匹の出場は、グレードを重複して出場できない。

7. 競技会規程

日本馬術連盟競技会規程第 29 版、日本馬術連盟獣医規程による。

8. 選手の服装および馬装

- (1) 服装は、日本馬術連盟競技会規程第 29 版による。特に、いかなる場合でも騎乗する際は、3 点で固定された保護用ヘッドギアを適正に着用すること。保護用ヘッドギアを着用しない場合は出場を認めない（選手以外の者が騎乗する場合も同様とする）。
- (2) 馬装は、日本馬術連盟競技会規程第 257 条による。

9. フレンドシップ競技

- (1) この競技への出場は義務付けない。
- (2) 選手は、本競技出場選手以外の指導者も出場できるが、本要項5.(1)を満たしていること。
- (3) 馬匹は、本競技 I・II・IIIを通して1頭につき、2鞍までのエントリーとする。
- (4) 本競技のエントリーは参加申込にあわせて行うこと。なお、競技進行の状況により変更・追加を認める場合がある。
- (5) 服装は、正装でなくてもよいが見苦しくない服装で、長靴および定められた保護用ヘッドギアを必ず着用すること。
- (6) 本競技の出場順は日本馬術連盟ウェブサイトにて発表する。

10. 参加料

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1) 選手参加料 | 36,000円/1人馬（2種目分） |
| | ※ 選手権競技の参加料は徴収しない |
| | ※ 参加料の内、1種目あたり2,000円を任意のオリンピック協賛金とする |
| (2) 馬匹参加料 | 10,000円/1頭 |
| (3) フレンドシップ参加料 | 8,000円/1鞍 |
| (4) 振込先 | 三井住友銀行 |
| | 日本橋東支店 |
| | 普通（口座番号） 7473294 （名義）障害馬術本部実行委員会 |

- ※ 参加料の納入は、**銀行振込のみ**とする（振込み以外は受け付けない）。
- ※ 一度納入した参加料等は競技に出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者側の都合により競技を取りやめた場合は、この限りではない。

11. 申込方法および締切

- (1) 参加申込は、実施要項発表よりオンラインあるいは郵送で受け付けし、**平成 29 年 7 月 10 日（月）** 到着分までとする。
- (2) 申込に不備等がある場合は、出場を認めない場合がある。
- (3) 申込締切後、エントリー済みの選手が怪我あるいは疾病などのやむを得ない事情により本大会に出場できないことが判明した場合、打合せ会の前日までに指定の様式および医師の診断書の提出があれば、エントリーしていない選手への交代を認める。ただし、交代する選手と馬の組み合わせは、本要項 5.および 6.を満たしていること。また、手続きについては日本馬術連盟ウェブサイトにて確認のこと。

12. 宿泊

- (1) 選手および選手関係者の宿泊は各自手配すること。
- (2) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。
- (3) 参加 1 団体につき 1 名まで、馬付添い人（男子に限る）の宿舎は会場内の仮眠所を利用することができる。希望者は、御殿場市馬術・スポーツセンター（TEL：0550-80-4150）まで各自で申し込み、宿泊料（1,020 円／1 泊〈税込〉）を負担のこと。また、寝具は各自で用意のこと。

13. 参加馬の入厩および退厩

- (1) 馬匹の入厩期間は、平成 29 年 8 月 9 日（水）から 13 日（日）とする。
- (2) 入厩時間は 8 月 9 日午前 8 時 30 分から午後 4 時、8 月 10 日は午前 8 時 30 分から正午 12 時までとする。申込時に到着予定日、到着予定時刻を入力のこと。入厩当日に時間外の到着となる場合は、大会実行委員会まで事前に報告すること。
- (3) 入退厩は、大会実行委員会の指示に従って馬運車の移動を行うこと。また、入厩後は速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部に提出すること。
- (4) 競技開催中は、馬運車の移動はできない。

14. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は、各自が持参し退厩の際は全て持ち帰ること。
- (2) 敷料は、木材チップのみとし、実行委員会が手配する。

15. 馬の防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の 5 年前の 1 月 1 日以降の馬伝染性貧血検査の陰性証明。
 - ②馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種を実施してから 21 日以上・2 ヶ月以内に 2 回目のワクチン接種を行い、その後、7 ヶ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は 1 年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場に入厩する 6 ヶ月+21 日以内に補強接種（または基礎接種の 2 回目）を受けていなければならない。ただし、競技場へ入厩する前 1 週間以内のワクチン接種は接種歴として認められない。
 - ・2008 年 3 月 31 日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は 1 年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年 5 月 1 日以降に、2 週間から 2 ヶ月の間隔で 2 回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前 1 週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマあるいは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中（3 ヶ月）の馬匹は出場できない。

(5) 上記が守れない場合や申込書類に不備がある場合は、入厩を認めない。

16. ドーピング検査

- (1) 本大会に参加する全ての馬匹を対象として、規程に則りドーピング検査を行う場合がある。
- (2) 馬の管理責任者は、競技会での馬の騎乗者（競技者）とし、厩舎地区の保安管理の如何を問わず、自らの管理責任と薬物検査の結果に対する責任を免れることはできない。

17. 打合せ会

- (1) 平成 29 年 8 月 10 日（木）午後 4 時から大会本部棟 2 階会議室にて行う。
- (2) 参加団体の代表者 1 名（1 団体 1 名）は、必ず出席すること（代理出席を認める）。
- (3) 打合せ会で承認あるいは確認された事項を優先する。

18. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加すること。正当な理由なく参加しない者は入賞の資格を失う。

19. 褒賞

- (1) 第 1 競技から第 6 競技は、第 1 位の選手に賞杯を贈り、上位 1/4 までに馬リボンを贈る。
- (2) 第 7 競技から第 9 競技までは、第 10 位までを入賞とし、第 1 位から第 3 位までの選手に賞状・メダル・厩舎掛けを贈る。また、入賞者に馬リボンを贈る。
- (3) 各選手権競技の優勝者の賞典は下記による。

・ヤングライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞（チャレンジ） JOC カップ（チャレンジ） JOC ジュニアオリンピックカップ 文部科学大臣賞（賞状） 御殿場市長賞 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー） エルメス賞（オーダーメイドの鞍）
・ジュニアライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞 文部科学大臣賞（賞状） 御殿場市長賞 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー）
・チルドレンライダー障害飛越選手権	日本馬術連盟会長賞 文部科学大臣賞（賞状） 御殿場市長賞 日本中央競馬会賞（賞状・トロフィー）

- (4) 各選手権競技において、上位 3 位までの人馬には、以下の通り本年度の全日本大会への出場権が与えられる。

・ヤングライダー障害飛越選手権	全日本障害馬術大会 2017 Part I	中障害飛越競技 B
・ジュニアライダー障害飛越選手権	全日本障害馬術大会 2017 Part II	中障害飛越競技 C
・チルドレンライダー障害飛越選手権	全日本障害馬術大会 2017 Part II	中障害飛越競技 D

※ 全日本 Part I/II では、グレードを重複して出場することはできない。

※ 馬匹のグレード宣言は、出場する全日本大会のグレードに変更しなくてもよい。

- (6) 入賞した馬匹の所有者に対し、下記の通り飼育奨励金を支給する。支払いは銀行振り込みとし、馬匹所有者は、表彰式終了後に振込先通知書類を大会本部宛に提出すること。なお、この飼育奨励金は、表彰を受けた者の雑所得となるため、収入として計上する必要があり、申告の対象となる。

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	計
第7競技	150,000	100,000	50,000	30,000	20,000	10,000	360,000
第8競技	100,000	70,000	35,000	20,000	10,000	7,000	242,000
第9競技	100,000	70,000	35,000	20,000	10,000	7,000	242,000
飼育奨励金 総額							844,000

20. 海外強化合宿

- (1) 本大会における各選手権競技の入賞者のそれぞれ上位3名を、平成29年度海外強化合宿に派遣する予定（一部個人負担有り）。
- (2) 本大会終了後、対象者に参加の意志確認を行い、派遣選手最大9名を決定する。なお、対象者が辞退した場合は、順次繰り上げて参加意思確認を行なう。
- (3) 派遣期間については、ヤングおよびジュニアライダーは本年8月下旬頃、チルドレンライダーは平成30年3月頃に各1週間程度を予定しており、貸与馬によるトレーニング等を行う。
- (4) 準備の都合上、渡航手続き時に有効なパスポートを取得している者とする。

21. その他

- (1) 資格を誤って申し込んだ場合は出場を認めない。また、競技期間中に発見された場合は失格とし、以後実施される競技には出場できない。
- (2) 選手は、乗馬登録証、馬の健康手帳および健康保険証（またはそれに代わるもの）を持参すること。
- (3) 選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (4) 事故のないように十分注意すること。万一の場合、応急処置は講ずるが大会実行委員会および主催者はその責を負わない。
- (5) 一般観覧者に対して事故のないよう十分注意すること。
- (6) 競技場周辺あるいは練習馬場等において事故のないよう細心の注意を払うこと。
- (7) 厩舎地区およびその周辺地区は各参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (8) 厩舎地区およびその周辺は火気厳禁とする。
- (9) 清掃は各団体で協力して行い、ゴミは各団体で持ち帰ること。
- (10) 競技会場が定める遵守事項および打ち合わせ会における注意事項を厳守すること。
- (11) 一般車および馬運車の駐車は、大会実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 大会実行委員会からの注意勧告に対して、改善の見られない団体に対しては失格とする場合がある。
- (13) 選手および関係者はメディカルカードを常に携帯すること。
- (14) 本大会の実施種目は、日本馬術連盟のランキングポイントの対象種目としない。
- (15) 日本馬術連盟ウェブサイトに掲載の案内に注意すること。